

新型コロナウイルス感染症に関する宮崎県中小企業融資制度 「セーフティネット・危機関連貸付(4号)」

1 融資対象者

次の①・②いずれの条件も満たす中小企業者及び組合。

- ① 宮崎県内において、1年以上継続して事業を行っている中小企業者及び組合
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者及び組合

※1 当該災害の影響を受けた後、最近1か月の売上高等の把握については、中小企業者等の状況に応じて柔軟な対応をいたしますので、市町村窓口へご相談ください。

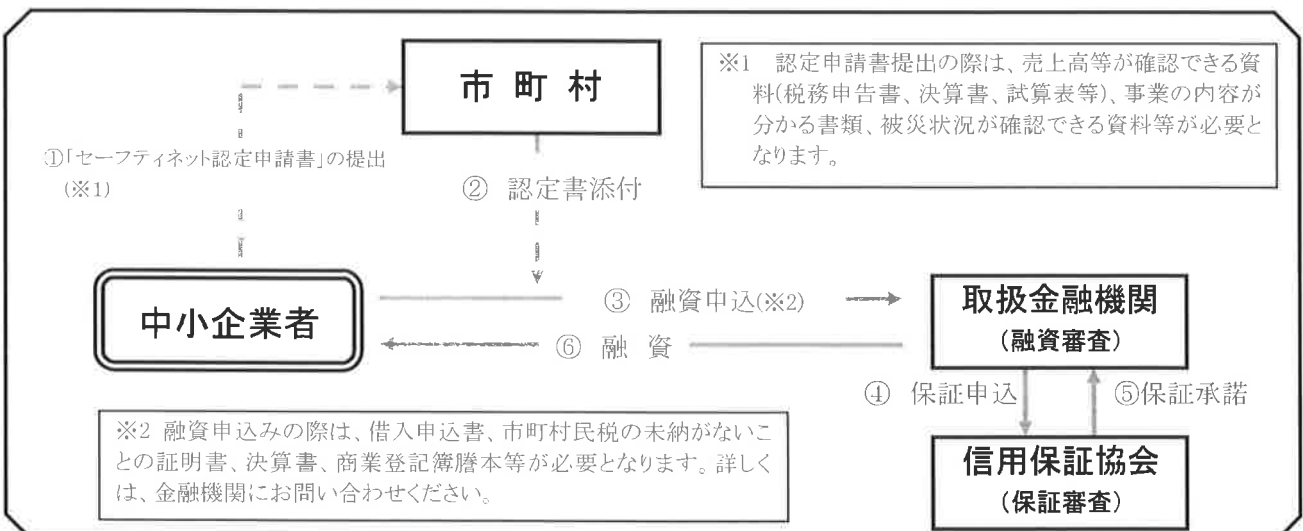
※2 最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能です。

(※) この要件を満たさない場合であっても、利用できる貸付制度があります。詳細は裏面をご覧ください。

2 融資条件

項目	融資条件			
	3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下
融資利率	年0.80%	年1.0%	年1.20%	年1.30%
保証料率	年0.35%			
融資限度額	運転資金：3千万円（組合は8千万円） 設備資金：5千万円（組合は8千万円）			
融資期間	運転資金：7年以内（うち据置12月以内） 設備資金：10年以内（うち据置18月以内）			
取扱金融機関 (県内本・支店)	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工中金			

3 融資の流れ



問い合わせ先: 宮崎県 商工政策課 経営金融支援室 (電話: 0985-26-7097)

表面記載の貸付の要件を満たさない場合であっても、次の貸付を利用できる場合があります。

事業承継・経営支援・災害対策貸付(売上減少対策等)

融資対象者	経済的環境の変化により、最近3か月間の売上高が前年同期に比して5%以上減少している中小企業者及び組合
融資限度額	運転資金 3,000万円 (※組合は8,000万円) 設備資金 5,000万円 (※組合は8,000万円)
返済期間	運転7年以内(うち据置12月以内)、設備10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.40%～年1.50%

事業承継・経営支援・災害対策貸付(災害対策)

融資対象者	災害等により重大な損害を受け、又は災害等を原因とする売上高の大幅な減少等の間接的な損害を受けた中小企業者及び組合で、以下のいずれかの要件に該当するもの ①被害額が100万円(小規模企業者の場合は50万円)以上見込まれること ②災害後3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること
融資限度額	運転資金 3,000万円 (※組合は8,000万円) 設備資金 5,000万円 (※組合は8,000万円)
返済期間	運転7年以内(うち据置12月以内)、設備10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.40%～年1.50%

セーフティネット・危機関連貸付(5号:売上減少対策)

融資対象者	業況の悪化している業種として国が指定した業種を営んでおり、最近3か月間の売上高等が、前年同期に比して5%以上減少している中小企業者及び組合
融資限度額	運転資金 3,000万円 (※組合は8,000万円) 設備資金 5,000万円 (※組合は8,000万円)
融資期間	運転7年以内(うち据置12月以内)、設備10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.25%